

社会権保障の国際人権法的アプローチ

——社会権規約二条一項の解釈を手がかりとして——

学位論文内容の要旨

本稿は、日本の理論状況を踏まえて、社会権規約（以下、規約と略す）二条一項の解釈に関して展開されてきた議論を手がかりとして検討することにする。これまで規約の権利性に関する日本の学説および判例においては、規約二条一項の「漸進的達成」に依拠し、規約に定める権利は単に「プログラムの権利」であるとされてきた結果、国内レベルにおいて規約の人権保障の有用性さえ疑問視されている。このように規約二条一項が、規約全体に対し、いかなる影響ないし拘束力を有するかについて、委員会の解釈論を始めとして、規約の解釈に関する欧米の主要な学説、議論を検討することは、必要且つ有意義であると考えられる。

こうして、本稿は、社会権規約二条一項の解釈にかかわる議論を主要な検討の素材とすることにより、以下の目的を達成しようとするものである。まず本稿の主たる目的は、こうした議論の動向を、規約起草時の展開を踏まえつつ、従来および近時の解釈を合わせて考察し分析することを通じて、規約に定める権利の権利性の解明を行うことである。また副次的な目的として、本稿の検討を通じて、社会権の解釈をめぐる、何らかの示唆を得ることを目指す。そして、このような諸目的を追求するにあたり、本稿では、以下のような視角ないし視座から分析を行うものである。

第一に、本稿では、主として自由権と社会権が相互に不可分という立場から、社会権規約にいう権利の権利性または国家義務に焦点をあてる。まさに自由権と社会権は相互に関連し相互に不可分である原則こそが、人権に関する国際的規範のコンセンサスを支えている基本的な土台であるといわれているからである。しかし国際法の次元において、従来国連はあまりにも自由権を過度に重視してきた。とりわけ、自由権規約に比して、社会権規約が著しく軽視されている（日本を含む）現代の国際社会において、自由権と社会権との相互関連および相互依存という理念は、社会権規約にいう権利の権利性を捉え直す新たな視角を探求するにあたり、重要な示唆を含むと考えられる。

第二に、本稿では、社会権規約二条一項の意味することを分析評価するにあたり、社会権規約に定める条文の分析という内在的な視座のみならず、自由権規約や主要な人権条約から、自由権と社会権の相互関連、相互依存の実例を探求しようとするいわば外在的視角からの検討を加えることを試みる。

第三に、本稿では、社会権規約にいう権利の実現に関し、国内法または国際法の次元において、「最低限の中核的義務」の基礎づけにかかわる議論に視座を据える。ここで、筆者は、規約に明言された「最高水準」の必要性とその意義を軽視するものではない。しか

し、公的扶助や公的社会保険のように、国の財源に大きく依存している社会保障などの分野においては、締約国の「最低限の中核的義務」を明らかにしないと、規約の履行状況が測定不可能になり、ひいては規約に定める権利が形骸化するおそれもある。実際、このアプローチは、憲法学において、これまで活発に論議されてきているにとどまらない。社会権規約委員会が正式に活動する以前、規約の解釈に関するいわゆるリンブルグ原則二五は、「締約国は、経済的発展のレベルにかかわらず、その全国民に対して最低限の生存権の尊重を確保することが義務づけられる」と述べた。その後、このアプローチは、委員会の中でも踏襲されている。規約二条一項にいう「漸進的に達成」を問い直すとの視角としてこのアプローチが重要と考えられる。

第四に、本稿では、社会権規約にいう権利の権利性または締約国の義務を分析するにあたり、国家義務を、行為の義務（obligation of conduct）と結果の義務（obligation of result）に二分する国際法委員会の従来のアプローチにとどまらず、法理学などの立場からの「義務の三分類」論的アプローチをも考察の視野に入れる。たとえば、Henry Shue の「関連義務（Correlative Duty）」論などにも見られるように、権利の種類を問わず、権利に相応するすべての義務は、「略奪からの義務（Duties to avoid deprivation）」、「保護する義務（Duties to protect deprivation）」、および「援助の義務（Duties to aid the deprivation）」に分けられる。このように、規約にいう権利を検討するにあたり、このアプローチに即して各権利が一律に「漸進的に達成する」のではなく、社会権規約に定める権利のうち、即時に実現できる権利もあれば、さらに締約国の財政に大きく依存している「援助の義務」にしても、「最低限の中核的義務」にかかわるところは、即時に達成すべき義務が存している。これは、規約にいう権利の権利性をより一層明確にする目的とする点で参考価値があると思われる。

第五に、本稿では、規約にいう権利の権利性、または締約国の国家義務に立ち入って考察する前、国家報告の審査などの実務的活動を担当している委員会の実際の作業を検討しておく。規約の履行状況を実際に監視するにあたり、委員会によって作成された規約に対する解釈の重みに鑑み、委員会の実際運営という制度面の検討も無視してはならないといえる。さらに個人訴願に関する規約の選択議定書にかかわる委員会内部の議論が、将来的に規約の解釈に深い影響を及ぼすであろうことを考慮して、現時点では日本において、さほどの蓄積を有していないこの分野に視座に据えて考察することは、価値があると考えられる。

以上述べた観点を踏まえて検討を行うにあたり、本稿は以下のように構成する。まず第一章で、委員会の成立経緯、組織を概観した上、規約に対する委員会の解釈に深いかかわりのある「一般的意見」「最終所見」の作成に力点を置いて、委員会の主要な活動を考察する。さらに、委員会が発展してきた効率的な審査制度、および個人訴願に関する議論を検討する。次いで第二章では、まず自由権と社会権の相互依存に焦点を当てて、国際人権規約の成立過程の議論を見、さらに規約成立後、欧米における社会権規約に関する従来からの議論を概観する。その上、条約上の国家義務に関する議論を、国際法委員会的アプローチ、法理学の見地からの「義務の三分類」的アプローチ、社会権規約委員会のアプローチ、および「司法判断適合性（*justiciability*）」¹⁶ 的アプローチに分けて考察した上で、規約二条一項の条文分析を行う。そして終章では、前二章の考察を踏まえて、規約にいう権利の権利性ないし規約における国家義務の特徴を憲法学の視点から検討した後、規約にいう権利の権利性または国家義務の性質を日本法において位置づけることにしたい。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 中 村 睦 男

副 査 教 授 高 見 勝 利

副 査 教 授 白 杵 知 史

学 位 論 文 題 名

社会権保障の国際人権法的アプローチ

——社会権規約二条一項の解釈を手がかりとして——

本論文は、1966年に国連総会で採択された社会権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）を素材にして、社会権の権利としての性格の問題に取り組んだものである。

社会権規約第2条によれば、各締約国は、「立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため」行動をとることを約束すると規定されており、社会権の「漸進的達成」が規定上予定されている。このため初期の学説は、社会権規約に定める権利は単なるプログラムの権利と解していた。これに対して、本論文は、第1に、社会権と自由権が相互に関連し不可分であるという視点から、第2に、社会権の実現にかかる国家の義務のうち「最低限の中核的義務」に関わる部分については、司法的救済を受けうるという視点から、社会権の権利性を認めようとするものである。

序章では、日本での議論の状況について、学説では、社会権規約に定める権利がプログラムの権利であるとする初期の学説から、自由権と社会権という人権二分論を再検討する最近の学説までが紹介され、判例については、社会権規約の適用が主張された裁判で、裁判所は社会権規約2条1項の「漸進的実現」を理由にその主張を退ける傾向にあることが指摘されている。

第1章「監視機関」では、社会権規約の実施を監視する国際機関の成立の経緯が第1次資料をもとに詳しく検討されている。社会権規約が1976年に発効してから、規約の実行を監視する機関として、1979年に経済社会理事会の下に会期内作業部会を作ったが、効率的に機能しなかったために、1985年に社会権規約委員会の設置が決定された。1987年から社会権規約委員会が国家報告の審査を行い、社会権規約の解釈を「一般的意見」や「最終所見」で示すことによって、委員会が準司法的な役割を果たしていることが明らかにされている。しかし、個人の申立による訴願通報については、草案が作成されている段階で、その成立が期待されている。

第2章「社会権規約に定める国家義務と権利の権利性」では、起草過程での議論、学説および社会権規約委員会の解釈をもとにして、国家義務と権利の性格が検討されている。まず、国家義務については、自由権・社会権二分論を克服する「尊重の義務」、「保護の義務」および「充足の義務」に分類する三分類説と、これら三つの義務に「促進の義務」を加える四分類説が詳しく紹介され、これらの説が、人権二分論に基づく義務の内容の峻別化を避け、義務の相対化の立場から人権保障の実質化を促進するものであることが指摘されている。つぎに、自由権と社会権の相互関連性については、自由権規約委員会の決定、ヨーロッパ人権裁判所の判決が検討されている。社会権規約第2条1項の解釈については、1986年にオランダのリンブルフ大学で行われた国際法の専門家によるシンポジウムで出されたリンブルフ原則と社会権規約委員会の解釈が明らかにされている。

終章では、結論として、自由権と社会権との相互関連性の観点から、社会権規約8条の労働基本権、15条3項の科学研究と創作の自由の尊重や差別禁止の条項は直接の法的効力を有すること、人間が生まれながら有する「基本的社会権」や国家の「最低限の中核的義務」に関わる部分については、すべての国家を含む国際社会全体によって実現されるべき義務としてとらえられる傾向にあることが主張されている。

以上のような内容の本論文に対して、審査委員会は、博士（法学）に値するものと判断した。その理由は、社会権の法的性格をめぐって、日本国憲法の議論においても、自由権と社会権が相互関連性を有することを認めることによって、社会権の規定に法的効力を認めるようになっており、また、生存権の裁判規範性についても、それが肯定される部分とそうでない部分を分ける見解が出されているが、本論文は、社会権規約を中心とする国際人権法を対象として取り上げて、社会権規約の制定過程での議論、学説、社会権規約委員会の見解などを第1次資料を使用し詳細に検討して、社会権規約で定める権利のうちでも法的権利性の肯定される部分を析出して、社会権といっても権利の性格が多様であり、即時実現可能性を有するものがあることを明らかにしたことである。なお、社会権の法的性格を検討するにあたって国家義務の問題を取り上げた点については、その着眼点は評価されるが、なおその解明は今後の課題となっている。